8月から『高額医療・高額介護合算療養費制度』の申請受け付けが始まります

○高額医療・高額介護合算療養費制度とは

同じ世帯(同一の医療保険制度に加入している世帯)において、1年間に支払われた『高額療養費』や『高額介護サービス費』などの制度を適用した後の自己負担額を合算したものが、限度額を超えた場合、その金額を支給する制度です。

医療費の自己負担額(1年分)

同一の医療保険制度に加入している世 帯(全員)の『高額療養費』制度を適用 後の自己負担額

※70歳未満の方の自己負担額は1カ所の医療機関 (総合病院などは診療科ごと)で1月の間に2万 1千円を超えて負担したものが対象となります。



介護保険の自己負担額(1年分)

『高額介護サービス費』制度を適用 後の自己負担額

【医療保険が国民健康保険の場合】

70歳未満

| 所得区分 | 自己負担限度額 |
|----------|--------------|
| — 般 | 67万円(89万円) |
| 上位所得者 | 126万円(168万円) |
| 住民税非課税世帯 | 34万円(45万円) |

【医療保険が後期高齢者医療制度の場合】

| 所得区分 | | 自己負担限度額 |
|-----------|--------|------------|
| 一般 | | 56万円(75万円) |
| 現役並み所得者 | | 67万円(89万円) |
| 住民税非 課税世帯 | 低所得者Ⅱ | 31万円(41万円) |
| | 低所得者 I | 19万円(25万円) |

70歳以上75歳未満

| 所得区分 | | 自己負担限度額 |
|-------------|--------|------------|
| _ | 般 | 56万円(75万円) |
| 現役並み所得者 | | 67万円(89万円) |
| 住民税非 低所得者Ⅱ | | 31万円(41万円) |
| 課税世帯 | 低所得者 I | 19万円(25万円) |

通常、毎年8月からその翌年の7月末までの医療 保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算し ます。

なお、平成20年4月から制度が開始されたため、 平成20年4月から平成21年7月末の16カ月間の合計 額で計算することもできます。その場合の自己負担 限度額〔年額〕は、()内の金額です。

- ※所得区分について、詳しくはお問い合わせください。
- ※『高額療養費』は、年齢によって計算方法が異なります。
- ※入院や入所による自己負担額は、支払い代金から食事や保険適用外の金額を除いた金額となります。
- ※職場の健康保険の自己負担限度額(年額)については、職場の健康保険担当にお問い合わせください。



限度額を超えた分を支給します

○申請手続きについて

8月から、申請の受け付けを開始します。なお、支給決定までには、数カ月を要します。 ※具体的な手続きやご不明な点は、加入する医療保険制度の窓口へお問い合わせください。

年金・長寿医療グループ(☎852137)

問い合わせ 国保・医療給付グループ (15⁸⁵ 1 7 7 1)

高齢・介護グループ(公855720)